

令和 7 年

第 1 5 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 7 年 5 月 27 日 (火)

伊勢原市農業委員会

第15回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年5月27日（火）午前9時40分から10時25分まで

2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室

3 委員在任定数 9名

1 梶 政博	6 田中 真紀子
2 重田 千秋	7 麻生 伸一
3 古屋 幸男	8 越水 一雄
4 今井 恵美子	9 大木 克美
	10 鈴木 雅之

4 出席委員数 9名（その他、農地利用最適化推進委員11名出席）

5 欠席委員 なし

6 署名委員 梶 政博
重田 千秋

7 議長 鈴木 雅之

8 事務局職員出席者

田中 則行
田伏 弘之
片山 淳二
岸 好夫

9 傍聴者 なし

10 審議事項

(1) 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(2) 議案

議案第1号 農業振興地域整備計画の変更について
議案第2号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明交付申請の承認について
議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について

11 審議内容（開会 午前9時40分）

[事務局] 在任定数9名、出席委員全員により定足数に達していることを報告します。

〔議長〕 只今より第15回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
〔議長〕 本日の審議事項は、報告4件、議案5件となっております。
〔事務局〕 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
〔事務局〕 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
〔事務局〕 報告第1号のとおり、伊勢原地区で2件、高部屋地区で1件、比々多地区で3件、成瀬地区で2件、大田地区で4件の届出を受理しました。
〔議長〕 なお、第三者への斡旋については、希望はありませんでした。
〔議長〕 何か質問がございましたらお願いします。
〔質問なし〕
〔議長〕 無いようですので、次に移ります。
〔議長〕 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
〔事務局〕 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。
〔事務局〕 報告第2号のとおり、伊勢原地区で3件、比々多地区で1件、成瀬地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
〔事務局〕 なお、報告第2号の1は昭和45年頃、報告第2号の2は昭和50年頃に駐車場に転用されたものです。
〔事務局〕 報告第2号の3は昭和49年頃に道路に、報告第2号の5は昭和58年頃に集合住宅に転用されたものです。
〔議長〕 何か質問がございましたらお願いします。
〔質問なし〕
〔議長〕 無いようですので、次に移ります。
〔議長〕 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
〔事務局〕 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、届出をすることとされています。
〔事務局〕 報告第3号のとおり、伊勢原地区で2件、高部屋地区で4件、大田地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
〔事務局〕 届出内容について、補足します。
〔事務局〕 報告第3号の2は平成5年頃に個人住宅として転用されたものです。
〔事務局〕 報告第3号の4から7は、大山インター土地区画整理事業関連の届出となります。
〔議長〕 何か質問がございましたらお願いします。
〔質問なし〕
〔議長〕 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第4号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。
報告第4号のとおり、比々多地区で1件の証明願いがありました。
報告第4号の1について、対象農地は串橋字佃に2筆、面積は2,015平方メートルです。
4月8日に事務局で現地調査を行い、水稻の跡を確認しています。
4月25日付けで専決処分にて証明書を発行しました。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【質問なし】

無いようですので、議案に移ります。

[議長] 議案第1号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 令和7年5月1日付けで伊勢原市長より農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、伊勢原農業振興地域整備計画に定める農用地区域の用途変更について照会があったので意見を求めます。
今回の変更内容は、牛舎建て替えに伴い農用地を農業用施設用地に用途変更するものです。
申出人は伊勢原市上谷の法人です。
場所は、上谷字上西川の4筆、合計面積1,720平方メートルに鉄骨造の牛舎を建設する計画です。
なお、市農業振興課は関係団体の意見を集約し最終審査して農用地の用途変更の手続きが行われます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大田地区) 申出人は、大田地区での実績のある法人で今回の計画に対しては問題ないものと考えます。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【質疑なし】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1の1について、「原案のとおり用途変更することに賛成とする意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり用途変更することに賛成とする意見」とします。

[議長] 議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 租税特別措置法において「農業を営んでいた被相続人から農地を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合または特定貸付けを行う場合には、相続人が農業の継続または特定貸付けを行っている場合に限り、相続税等の納税猶予がされる」と規定されています。

この適用を受けるためには、相続人は農業委員会より「相続人が相続税の申告期限まで農業経営を開始し、その後引き続き農業経営を行うと認められる者に該当すること」の証明を受け、税務署に提出する必要があります。

今回、大田地区で1件の証明願いがありました。

議案第2号の1について、申請人は市内にお住まいの方で、被相続人の妻です。対象農地は、小稻葉字大田に2筆、同字一つ橋に9筆、同字長橋に2筆、同字八坂前に1筆、同字谷堺に1筆、同字池ノ谷に1筆、合計16筆、11,103.76平方メートルです。

被相続人の生前より、被相続人、相続人、相続人の長女の3者で農業経営が行われております。

現在は、相続人を中心に農業経営が行われており、実働人員としては相続人の長女も精力的に耕作を行い、今後も農業経営を継続していく意思が示されています。

5月23日に相続人及び相続人の長女立会のもと、地区担当委員及び事務局で現地調査を行い、じゃがいも作付け、作付けに向けた耕運、水稻の育苗を確認しており、適正に管理されていました。

事務局の説明が終わりました。議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

事務局より説明のあったとおりです。

田植え前の時期として、しっかり準備されており、特段、問題ないと思います。

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第2号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「適格者として証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第2号の1については、「適格者として証明とする」とこととします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、成瀬地区で3件、大田地区で2件の申請がありました。

議案第3号の1について、前回、継続審議とされた案件です。

申請地は東富岡字堰場の4筆、1, 641平方メートルです。

譲受人は市外にお住まいの方で、経営規模拡大のため有償にて所有権移転するものです。

4月22日及び5月20日に事務局と地区担当委員の合同で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、田約6.8アールで水稻、畑約4.3アールで野菜等を栽培し、農地を経営しております。

農地法第3条の3要件として、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、刈り払い機などの栽培に必要な機械があることを確認しており、申請地はその他の経営農地から車で5分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

なお、譲受人が現に所有する農地について聞き取り等、再調査などの結果、農業用倉庫については、米や管理機といった農機具の保管が確認しており、農業用施設としての用途を逸脱しているとまでは言えないこと。農地での家畜飼養については、馬は馬糞を堆肥利用し、山羊は除草に利用し、他の農地の肥培管理が行われていました。このことから、農地として効率的に利用していないとまでは言えません。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人、及び妻が農作業に常時従事しており、農業経験も8年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めることです。

議案第3号の2及び3は、譲受人が同じため、一括で説明します。

申請地は議案第3号の2が高森字北清水の1筆、933平方メートル、議案第3号の3が高森字吾妻入の8筆、3, 583平方メートルです。

譲受人は、経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。

5月22日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人は、畑約6.1アールで露地野菜を栽培し、農地を経営しております。

農地法第3条の3要件として、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、管理機などの栽培に必要

な機械があることを確認しており、申請地はその他の経営農地から車で1分ほどの位置にあることから、効率的に利用することが出来ると考えます。また、経営農地については、主にさつまいもの作付けを確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として譲受人が農作業に常時従事しており、農業経験も20年ほどあります。

要件3「地域との調和要件」として、「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めることです。

議案第3号の4及び5の申請は、譲渡人、譲受人が共有する農地をそれが単独で所有するための申請となっているため、一括で説明します。

申請地は、議案第3号の4は小稲葉字ハツ田の2筆、682平方メートルで、譲渡人の共有持分3分の1を無償にて所有権移転するものです。

議案第3号の5は、小稲葉字ハツ田の2筆、342平方メートルで、譲渡人の共有持分3分の2を無償にて所有権移転するものです。

5月23日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

譲受人は、それぞれ畑で露地野菜や一部みかんなど、多品目栽培し、農地を経営しております。

農地法第3条の3要件としては、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、それぞれ耕運機があることを確認しており、申請地はそれぞれの自宅から車で1、2分程度であることから効率的に利用することが出来ると考えます。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、「労働力」として、双方ともに農作業に常時従事しており、農業経験も60年以上あります。

要件3「地域との調和要件」については「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めることです。

事務局の説明が終わりました。

議案第3号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

5月20日に譲受人立会いの下、既所有農地の耕作状況を確認しました。良好に耕作出来る状態であり、また耕作放棄地の改善に努められている農業者です。

[議長]

[地区担当委員]
(成瀬地区)

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第3号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 議案第3号の2について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員]
(成瀬地区) 5月22日に事務局と現地確認しました。
申請地は、畠として使われていない状況にあったが、草刈り等の保全管理がされていたことを確認した。
今回、譲受人にて柑橘を植えたいとのことで、十分、農地利用が図られるものと思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第3号の2について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。
議案第3号の2について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 議案第3号の3について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員]
(成瀬地区) 5月22日に事務局と地区担当委員で現地確認しました。
段々畠の様相であり、柑橘栽培には最適な立地であり、十分農地利用が図られるものと思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。
議案第3号の3について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号の3について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の3については、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 議案第3号の4について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員] 議案3号の4及び5について、一括にて説明します。

[地区担当委員] 交換前において双方の農地について、しっかり管理されており問題ないと思います。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

[議長] 議案第3号の4について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

[議長] 議案第3号の4について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の4については、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 議案第3号の5について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【質疑なし】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

[議長] 議案第3号の5について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

[議長] 挙手全員。よって、議案第3号の5については、「原案のとおり許可とする」こととします。

[議長] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 2件の証明願がありました。

[事務局] 議案第4号の1について、申請地は上粕屋字台の1筆、面積は3.75平方メートルです。

[事務局] 経過として、昭和45年に住宅新築時から出入口として使用され現在に至ります。

[事務局] 経過を証明する資料として、昭和44年の確認通知書の配置図に隣地畠を出入口として建築確認を取ったことが分かります。航空写真では申

請地が小さいので判別できないため、2015年8月の写真が提出されています。

申請地はコンクリート造のスロープとなっています。北は宅地、南は道路、東と西は畠に囲まれています、特に周辺農地に支障は少なく、申請地は農地に復元することが著しく困難で他法令違反もありません。農地法違反で追求すべき要素もないため、今回非農地証明の手続きとなりました。

申請地の立地基準は、宅地や河川により分断され、農地の広がりは10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

議案第4号の2について、申請地は下平間字大原の1筆、面積は279平方メートルです。

経過として、平成12年の分家住宅建設に伴い南側の畠を外構工事して駐車場及び庭として使用開始しました。平成21年には庭のリニューアル工事を行い現在に至ります。

経過を証明する資料としては、平成12年と平成21年の外構工事の業者資料等が提出されています。

申請地はコンクリート・レンガ・玉砂利・芝で整えられた敷地で駐車場と庭になっていますが、担当農業委員より「隣接地との境においてトラクターで耕耘した跡が有り、畠にしか見えない。」との指摘があり、代理人に確認したところ、経過書に記載のとおり、孫の遊び場を作るため5月に防草シートと人工芝を敷設する工事予定でしたが、遅れている。しばらく今の状態で有ったが、20年以上庭として使用されガーデニング工事も2度している。これからも庭として使用する予定であり、工事は2週間程度で完成するとの説明がありました。

[議長]

事務局からの説明が終わりました。

議案第4号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員]

(大山・高部屋地区)

5月22日にて現地確認しました。

申請地は、1坪程度であり居宅の出入口としての用途を確認しました

申請人からの聴取したところ、当時は、道路拡幅を見据え地目を農地のままにしておいたようです。今回、現状に合わせ非農地としたいものです。

[議長]

地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第4号の1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【 質疑なし 】

[議長]

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の举手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり証明する」こととします。

[議長] 議案第4号の2について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

[地区担当委員] 5月24日に現地確認及び申請者より説明を受けました。

事務局の説明のとおり、30年ぐらい前に農家分家として母屋を建て、前の畠を駐車場として利用してきた。25年ぐらい前に駐車場整備され、植樹もあった模様。

現況は畠の様相を呈しており、非農地扱いを判断出来ないため、事情を鑑み、継続審議をお願いしたい。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第4号の2について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号の2について、「継続審議とする」ことでよろしいでしょうか。

【 異議なしとの声あり 】

[議長] よって、議案第4号の2については、「継続審議とする」こととします。

[議長] 議案第5号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認について、事務局から説明をお願いします。

農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。

このことから、同法第18条第11項の規定に基づき、農地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し、当計画を定めるよう要請することができるため、今回申し出のあった貸借に対し当計画に定めることの要請について審議をお願いします。

議案第5号伊ー1について、地域計画区域内の農地1筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、約27アールの規模を耕作してい

る農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

議案第5号伊ー1について、何か質問、意見がございましたらお願ひします。

[議長] 【質疑なし】

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第5号伊ー1について、「原案のとおり承認する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【挙手全員】

挙手全員。よって、議案第5号伊ー1については、「原案のとおり承認する」こととします。

[議長] すべての審議が終わりました。

以上を持ちまして、第15回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【10時25分 終了】